

泉大津市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

泉大津市教育委員会

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 泉大津市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 実施する業務量管理・健康確保のための内容・・・・・・・・・・ 8
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・・・ 10

【本計画における用語や表記の定義】

職員

教職員	教育職員、事務職員及び技能労務職員等（学校に勤務する職員）
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員 【泉大津市立学校における教育職員】 ①管理職（校長・准校長、教頭）、②首席・指導教諭、③教諭、④指導養護教諭・養護教諭、⑤指導栄養教諭・栄養教諭、 ※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。
教員	教育職員のうち②及び③

在校等時間

在校等時間（令和2年1月17日付け元文科初第1335号）※泉大津市立学校では令和元年9月から把握	
基本とする時間 （在校時間）	・ 在校している時間 ※泉大津市立学校では出勤から退勤までの時間
加える時間	・ 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
除く時間	・ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(自己申告による) ・ 休憩時間

法律、計画、語句の表記

表記	法律または計画
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
泉大津市教育 振興基本計画	第2次泉大津市教育振興基本計画（令和7年度から令和10年度まで） ～志をもって自立・自律し、地域や社会に貢献できる人～

1. はじめに

学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められている。また、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に身につけられるよう、学校教育の改善・充実がこれまで以上に求められている。併せて、これらの対応を進める上で、教員の業務は多様化し、拡大していることから「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっており、本市においては、独自の施策も実施するなど業務改善(※1)に取り組んでおり、一定の成果も見られている。しかしながら、教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取り組みが重要である。

泉大津市教育委員会では、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、令和6年2月に「泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、令和6年3月に「泉大津市立学校における働き方改革の取組指針」を作成し、実施している。現在も本指針に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図るとともに、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること、また教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備することを目的として、泉大津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するものである。

実施計画の目的

- ① 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- ② 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること

※1 泉大津市の業務改善の取組

①「学校閉庁日」の設定（平成30年8月から）

- ・教職員が一斉に休暇等を取得し、学校に勤務しない日（8月15日前後で3日間「令和5年度から5日間」）を設定することにより、教職員の心身のリフレッシュ及び休暇取得の推進を図っていく。

②「出退勤管理」の設定（令和元年9月から）

- ・校務支援システムを活用し、客観的に各教職員の時間外在校等時間を可視化することにより、教職員の健康管理を促す。

③ 部活動運営方針(平成31年3月から)

- ・適切な休養日及び勤務時間の設定について、学期中は、週当たり平日1日以上休養日を設け、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

④「介助員」「特別支援員」の配置

- ・障がいのある児童生徒へ日常生活や学習活動のサポートを行う。

⑤「学校図書館司書」の配置

- ・学校図書館の管理、運営、学校図書館を活用した授業等の支援を行う。
- ・泉大津市立図書館「シープラ」との連携およびシープラからの本の貸し出しと配達等

⑥登下校の見守り活動の実施

- ・スクールガードリーダー及び交通安全専従員の配置により、児童生徒の登下校の安全確保を行う。また、地域の方による児童生徒の登下校の安全が図られている。

⑦家庭教育支援サポーターの活用

- ・市内8小学校には家庭教育支援サポーターを配置し、市内3中学校にはサポーターの派遣を行い、学校関係者や福祉部局等との連携のもと、困り感をもつ保護者のエンパワメントを行う。家庭訪問等により、サポーターが保護者につながることで、学校と保護者につながりができ、信頼関係の構築が図られている。

⑧「スクール・ソーシャル・ワーカー」の活用

- ・市内3中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校アセスメントや目的に応じた各種会議の組織的な運営について、管理職等と連携し推進している。子ども達の置かれた様々な環境に、教育分野の知識と、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ってアプローチし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の課題解決を支援している。また、専門性を持った助言を行う。

⑨「スクール・サポート・スタッフ」の配置（令和2年7月から）

- ・教員の事務業務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保および時間外勤務の軽減を図る。（令和8年度より繁忙期の4月から任用する予定である。）

⑩学校水泳授業民間屋内プールの活用（令和4年度から）

- ・小学校の水泳指導における児童の安全面及びインストラクターによる泳力の向上を確保するとともに、施設の管理や水泳指導における教員の負担について軽減を図る。
※令和5年度以降は、小学校8校で実施

⑪いじめ防止相談アプリ（マモレポ）の導入（令和4年度から）

- ・児童生徒が悩みや困り事を1人1台端末から送信し、早期な対応を可能にするもの

⑫部活動技術指導者及び部活動指導員の配置

- ・中学校へ部活動技術指導者及び部活動指導員を配置することにより、教員の時間外勤務及び部活動指導の負担について軽減を図る。※部活動指導員は令和6年度から配置

⑬校務支援システムの導入(令和元年9月から)

- ・通知表及び指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図る。

⑭音声ガイダンス電話の設置（令和元年10月から）

- ・目的に応じメッセージ機能を設け、子どもへの教育活動の向上に資するもの
令和7年度途中からは、録音機能と録音データ保存等の機能を追加で導入

⑮自動採点システムの導入（令和元年9月から）

- ・定期テスト等の採点時間を短縮 ※全中学校

⑯GIGA スクール構想の推進（令和3年度から）

- ・1人1台学習用端末とデジタルドリル教材や授業支援ソフト等を効果的に活用して、学習活動を行うことにより、教員の授業準備や成績処理等の業務負担が軽減され、児童生徒の個別最適化された学びや創造性を育む学びを充実させるもの。また、GIGA スクールヘルプデスクを開設し、学校で生じた機器の不具合等の問い合わせ先を明確にし、内容を集約することで対策を講じ、迅速な対応を可能にするもの

⑰給食費公会計化(令和4年度から)

- ・令和元年度に中学校で給食費の公会計化、令和4年度から小学校で給食費の公会計化が始まり、学校の徴収事務及び滞納整理業務の負担軽減につなげている。

⑱教育旅行中における看護師派遣(令和5年度から)

- ・遠足や修学旅行等に看護師を派遣することで、児童・生徒の持病、けが、発熱等余裕をもって対応することができ、引率教員の心身の負担軽減につなげることができる。
また、修学旅行等では、養護教諭が引率せず学校に留まることもできるので、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。

⑱ スクールロイヤーの活用(令和5年度から)

- ・学校で生起するすべての事案の中で、深刻な状況となる前に教育に精通した弁護士に相談し、助言を得ることで、法的根拠を持った対応を行い事案の早期解決が図る。そのことにより、教員の時間外勤務時間の削減や精神的な負担軽減につなげている。

⑳ 特別支援教育補助ツール LITALICO 教育ソフトの導入(令和7年度から)

- ・LITALICO 教育ソフトは、「一人ひとりに合わせた多様な学びの場の整備」や「切れ目ない支援の充実」、「特別支援教育の専門性の向上」において有益であり、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成や授業プランの立案などにおいて、教育職員の負担軽減となっている。

㉑ 校内教育支援ルームにおける支援員の配置(令和5年度から、令和7年度からは全校配置)

- ・不登校や集団生活に難しさを抱える児童生徒を支援するために教室を開設し、支援員を配置している。校内に居場所ができることにより少しでも学校に来る児童生徒が増えている。

㉒ 通常学級における特別支援員の配置(令和5年度から、令和8年度からは全校配置予定)

- ・通常学級に在籍している児童生徒も対象として特別支援員を配置する。通常学級のなかで難しさを抱えている児童生徒を支援することで、落ち着いた学習環境を整える。

㉓ 共同事務の実施(令和6年度から)

- ・事務処理上の様式が各校によって様々だった状態から、共同事務の実施のための加配職員を活用し、共同事務の設立を行ったことにより、様式の統一化、センター長による各校支援の体制が整った。また、履歴書等のデジタル化も令和7年度末までに終了し、業務負担軽減となった。

㉔ 一斉退庁日・ノークラブデーの実施(平成31年度より実施)

- ・各校において、一斉退庁日の設定・ノークラブデー(中学校)などを実施している。一斉退庁日などで個人の時間を確保し、心身のリフレッシュ及び休暇取得の推進を図っていく。

㉕ 環境整備等

- ・カラープリンターの導入(印刷業務の軽減)や教員用タブレットの全教員配布、校内 Wi-Fi 環境の整備(運動場・体育館も含む)、特別教室等も含むすべての教室にプロジェクターの設置等

㉖ その他(連絡ツール導入の推奨(令和4年度から))

- ・各校における連絡ツールとしてマチコミ等の他に新たに Cocoo の導入を推奨した。連絡ツール導入後は欠席連絡やお手紙の配信等において成果があり、電話連絡が激減している。

2. 泉大津市の現状

泉大津市では、令和6年2月1日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、「泉大津市立学校における働き方改革の取組指針」に基づいて教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。これらの取組みの結果、教育職員の時間外在校等時間は年々減少傾向にある。(※2)しかし一方で、年間の時間外在校等時間が平均を大きく上回っている教職員もいる。これらの時間外在校等時間が長時間になっている教育職員の数を0にすることは喫緊の課題である。

教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取組が必要である。管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図る。

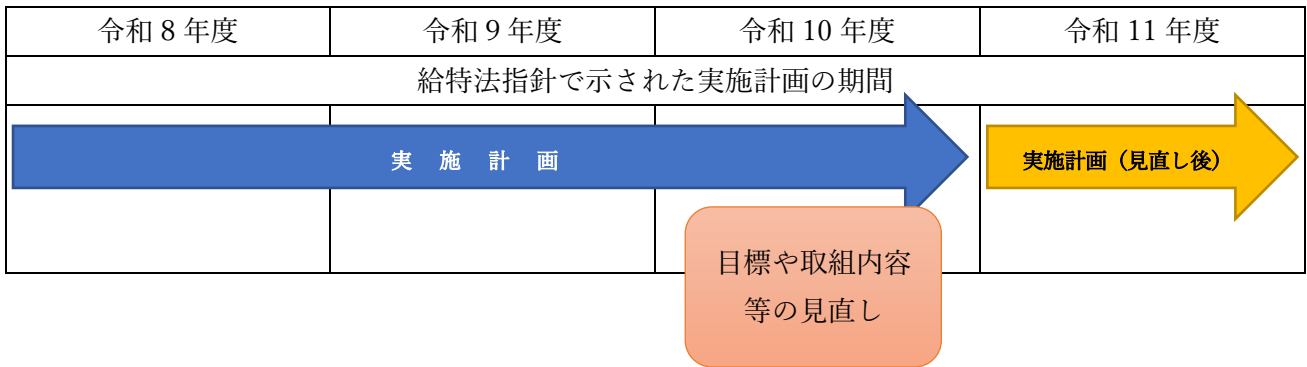
※2【泉大津市立学校における教育職員の時間外在校等時間の推移】

項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	小	中	小	中	小	中
年間時間外在校等時間 (1人あたり平均)	小	376.6 時間	小	342.9 時間	小	344.7 時間
	中	524.2 時間	中	472.2 時間	中	442.8 時間
1箇月の時間外在校等時間 (1人あたり平均)	小	31.4 時間	小	28.5 時間	小	28.7 時間
	中	43.7 時間	中	39.3 時間	中	36.9 時間
年間時間外在校等時間が 360 時間を超える人数	小	130 人/254 人	小	107 人/253 人	小	110 人/252 人
	中	91 人/133 人	中	82 人/132 人	中	74 人/130 人
年間時間外在校等時間が 720 時間を超える人数	小	6 人	小	4 人	小	2 人
	中	28 人	中	22 人	中	16 人
一箇月の時間外在校等時間 (平均) が45 時間を超える人数	小	43 人	小	27 人	小	29 人
	中	63 人	中	44 人	中	36 人

3. 計画の期間 令和8年度～令和11年度

※ 泉大津市教育振興基本計画の期限が令和10年度末であり、その際に実施計画の目標等について見直しを行う。

【今後のスケジュール】



4. 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

項目	成果目標	令和6年度実績		期間目標	
		小	中	小	中
年間時間外在校等時間の縮減	①泉大津市立学校における1人当たりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする	小	342.9時間	小	現状の維持
		中	472.2時間	中	360時間
	②年間時間外在校等時間が360時間を超える人数よりも前年度よりも減少させる。	小	110人/252人	小	前年度より減少させる
		中	74人/130人	中	
	③年間時間外在校等時間が720時間を超える人数をゼロにする	小	2人	小	0人
		中	16人	中	
1か月あたりの時間外在校等時間（平均）の縮減	④月の時間外在校等時間（平均）が45時間を超える人数を前年度よりも減少させる。	小	29人	小	前年度より減少させる
		中	36人	中	

① 泉大津市立学校の平均年間時間外在校等時間を 360 時間以内にする

泉大津市立学校における 1 人あたりの平均年間時間外在校等時間は、年々減少しているが、給特法指針で示された目標値である年間 360 時間を、中学では大幅に上回っている。

実施計画で定めた取組項目を確実に実行することで、長時間勤務を縮減する。

② 年間時間外在校等時間が 360 時間を超える人数を前年度よりも減少させる

年間時間外在校等時間が規則で定める通常時の上限を超えている人数を着実に減少させるために、目標として明記する。

③ 年間時間外在校等時間が 720 時間を超える人数をゼロにする

規則で定めるやむを得ない場合の年間時間外在校等時間の上限である 720 時間を超える人数については、0（ゼロ）にする。

④ 月の時間外在校等時間（平均）が 45 時間を超える人数を前年度よりも減少させる。

月の時間外在校等時間が規則で定める通常時の上限を超えている人数を着実に減少させるために、目標として明記する。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	成果目標	令和 6 年度実績	期間目標
高ストレス者の割合の縮減	①ストレスチェックにおける高ストレス者（産業医面談を必要とする）人数を減少させる。	47 人	前年度より減少させる
働きがいをもつ教職員の増加	②仕事に働きがいを感じる教育職員の割合を増加させる。	56%	70%

①ストレスチェックにおいて、高ストレスを感じていて、産業医の面談が必要な人数を前年度よりも縮小させる。

・すべての教職員がメンタルヘルスを堅持し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、産業医の面談が必要な人数の減少をめざす。

②教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性などにより生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

・ストレスチェックアンケートにおける質問項目「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」への肯定的回答 70%をめざす。

5. 実施する業務量管理・健康確保のための内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 業務の適正化に向けた取組み

イ 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。各学校からの便りなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間における見回りについては、子どもサポートセンターが行っている見回りに委ねることとし、学校における見回りは原則行わないこととする。
- 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答

- 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇ 部活動

- 全ての部活動において地域展開を含め、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の必要配置に努める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備、学習評価や成績処理

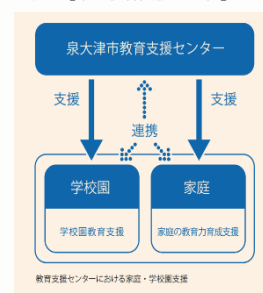
- 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の確保・充実に向けて、HP や広報を活用し、最も多忙な時期（4月の年度初め）から小学校8校、中学校3校の全11校に欠員なく配置する。

- 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加回数を増やし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- 家庭教育支援サポーターを※(表1)活用し、家庭訪問などによる支援活動を推進する。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり（集団宿泊学習・林間学校などでの看護師派遣等）、関係部局・関係機関とともに取り組む。

表1【家庭教育支援の取組】



(2) 学校における取組みの推進

学校における以下の取組みを推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。また、設定したものを必要に応じて見直し、更なる業務の適正化を図る。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促す。
- ストレスチェックの実施率100%をめざし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- 年次有給休暇について計画的に取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 教職員のメンタルヘルスケアを推進するために、校長による評価面談および職員面談の実施・活用を促す。

6. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

①計画の実効性の担保

- 取組みの着実な実行を図るため、泉大津市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで学校別の状況を公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- 市内各学校の教育職員の在校等時間の状況について、教育委員会が毎月確認し、校長会および教頭会等で共有し、具体的措置の指導および取組状況などについて、市内の定例会議の場で確認する。

②計画を実行していく上での課題への対応

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、学校や勤務に関する課題を抱えている学校に対する個別の支援・指導を実施する。

③泉大津市立学校現場での働き方改革のさらなる促進

- 泉大津市教育委員会において、各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会をとらえ、各学校へ実施計画の周知を行う。各学校においては、校長・教頭をはじめとして管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを行う。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における泉大津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置の実施計画内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 教職員の働き方改革に係る意識を高めるため、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること」と「教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること」を意識した自己申告表を作成させるとともに学校長の評価においても活用する。